

第 1 4 回

総会議事録

日 時	令和3年7月13日（火）13時15分
場 所	山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和2年7月20日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 敏嗣	
出	5	今野 智夫	
出	6	丹野 都弘	第3ブロック長
出(遅)	7	阿部 芳徳	第2ブロック長
出	8	草薙 典美	運営委員
出	9	丸子 宏	編集委員
出	10	長澤 弘	農政委員会委員長、運営委員
欠	11	鎌水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
欠	14	小松 武	編集委員
欠	15	新関 さとみ	編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会副委員長、運営委員
欠	17	工藤 篤	
出(遅)	18	佐藤 幸悦	運営委員
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	第1ブロック長、編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

第14回総会（定例）

日 時：令和3年7月13日（火）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第14回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議 第66号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第67号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 第68号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第69号 山形農業振興地域整備計画の変更について

議 第70号 農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の指定について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地改良届出書の受理について

(6) 農地改良完了報告書の受理について

(7) 農地法第4条の規定による許可について

(8) 農地法第5条の規定による許可について

6 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和3年8月12日（木）

次回の委員調査について 令和3年8月10日（火）

7 その他

（1）農地パトロールについて

8 閉 会

第14回総会議事録

(令和3年7月13日(火) 市庁舎 10階 委員会開催室)

出席委員 20名

欠席委員 4名

開 会 午後1時15分

事務局	開会の前に現在の出席委員数をご報告いたします。 在任委員数24名、出席委員数18名、欠席委員数4名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はおりません。 ここで、議長より開会及びあいさつをお願いします。
議長	(開会) 及び (あいさつ)
議長	それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、議事録署名委員については、12番日下部委員、13番梅津委員にお願いし、書記に加藤主幹を任命します。 それでは、議事に入ります。 議第66号農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は1ページ、議第66号農地法第3条の規定による許可申請についてお願いします。案件は2ページから4ページに記載した8件となります。 14号は、高瀬地区の畑12.3aについて、隣接地の買い受けとなる案件であります。44ページ農地法第18条解約の24号が関連案件となり、当該農地の前借受者が、体調不良により耕作が難しくなったため、新たに申請者の尾形氏が譲受人となるものでございます。

	わらび栽培等を行います。 15号は、大曾根地区の田畑47.4aについて、経営拡張に係る所有権移転となる案件であります。譲受人は造園業の傍ら農業に従事しております。滝平の田については現在、不作付け地となっており、譲受人が所有する重機で農地に復元する予定です。 16号は、樫沢地区の田90aについて、新規就農に係る所有権移転となる案件であります。委員調査を行っております。 17号は、金井地区の田46㎡について、認定農業者への無償受贈で、経営拡張に係る所有権移転となる案件であります。蔬菜栽培を行います。 18号は、東沢地区の田5.3aについて、経営拡張に係る所有権移転となる案件であります。現状は休耕田ですが今後、復田する予定です。 19号は、東沢地区の田58㎡について、隣接地の買い受けとなる案件であります。自家用野菜を作付する予定です。 20号は、本沢地区の田畑33.2aについて、農地所有適格法人有限会社本沢農産の経営拡張に係る賃借権設定となる案件であります。水稻作付及び苗床利用となる予定です。 21号は、本沢地区の田30aについて、一般法人豊乃郷株式会社による新規農業参入に係る賃借権設定となる案件であります。委員調査を行っております。 以上の8件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、調査委員の報告をお願いします。 16号について22番伊藤委員から報告をお願いします。
伊 藤 委 員	22番伊藤です。申請地は記載のとおりです。権利の種類は、新規就農で所有権移転になります。譲受人は、山形市[REDACTED]歳で、本人は、年間200日、使用目的は大豆です。現在の営農状況は畑が1,597㎡で、農業機械の所有状況は、トラクター、耕耘機、管理機、軽トラックを所有しており、売買価格は[REDACTED]円で1反歩あたり[REDACTED]円、通作距離は、自宅から1.5km、車で5分のところになります。譲渡人は、対象地を賃貸借していましたが、体調を崩したため仙台に住む娘の元で同居することになり、対象地を処分するため買い手を探し、JA宮浦支店より今譲受人を紹介され申請に至ったもので

議 長	す。元の賃借人は大豆組合に入り、申請地で周辺農家と共に大豆を作っていました。譲受人はこれまで16a弱の畑で家族4人で蔬菜を作っており、大豆は小面積でしか作ったことがないとのことですが、許可後は自身も大豆組合に入り、指導を受けながらやっていきたいとのこと。今回の申請は農地として利用する目的での購入になるので、3年3作以上耕作し、今後もしっかり農業に励んでいただくようお願いしました。以上調査の結果、許可相当と判断した次第です。
安 達 委 員	続いて、21号について1番安達委員から報告をお願いします。 1番安達です。21号について申請地は、議案書記載のとおりです。賃借権の設定、新規就農で一般法人の農業参入になります。みはらしの丘 豊乃郷株式会社は、福祉施設向け給食サービスの農業部門の子会社として令和2年11月16日会社を設立した。このたび、親会社が高畠町で行っている玉ねぎ、レンコン等の栽培経験を活かし、借人が山形市でレンコン栽培を行うこととなった。親会社での栽培に加え、今後レンコンの生産拡大を目指そうとするものである。なお、今回の申請に際し、借人から事業計画書、法人の登記簿、定款のほか、法人のパンフレット等の提出もあり確認しております。契約期間は5年で賃借料は、年[REDACTED]円、10a当たり[REDACTED]円です。農地法第3条第3項の規定により、農地を適正に利用していない場合に、賃貸人が契約を解除できる旨特約があること、また、契約終了の際の原状回復の取り決めについても明記されていることを確認しております。栽培計画については、まずは申請地の田で土壌づくりを行った後、レンコン栽培を計画している。浅い水深で育つ金澄レンコンを栽培予定で、親会社が種レンコンを購入している千葉県の農家に栽培指導も頼んでいる。土壌づくりができた2年目または3年目から植栽を開始するとのこと。収穫後のレンコンは、2～3割を親会社へ食材として提供し、残りを農家の店トマト、山形市地方卸売市場へ出荷予定で、将来のブランド化を目指し丸勘青果市場と話を進めているそうです。農業従事者は、取締役の息子さんが常時、代表取締役の石井さち子さんが年間20日、繁忙期にパート社員2名が年間30日従事予定です。営農指導者として親会社が当初から種レンコンの購入と栽培指導を依頼している千葉県の金澄レンコン栽培農家 [REDACTED]氏から栽培技術指導を受ける。通作距離は、会社から約4.8km車です。法人と

		しての機械所有はなく、当面は職員所有の機械を借り受ける予定で親会社が所有する刈払機、代表取締役所有の軽トラック、パート職員所有のトラクターを借用する覚書が提出されていることを確認しております。レンコン栽培にあたり、種レンコンは親会社よりもらい受ける。また肥料や資材は親会社の取引先法人から無償提供してもらえるため、当面の支出は見込んでいないとの事です。また、地域で定期的に行われている水路清掃、除草作業等の共同作業に参加するほか、周辺農家と協力し、用水路等の管理に努めていくこともお聞きしました。当該地は、貸し人が稲作を止めた後は、しばらく不作付地になっていましたが、借人の事業計画に賛同してこのたびの申請に至っています。まだ、親会社自体のレンコン栽培も軌道に乗り切れていない部分もあり、試行錯誤しながらの耕作、鳥獣被害なども懸念されますが、遊休農地の解消などにも繋がると考えられます。以上調査の結果、許可相当と判断した次第です。
議	長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。
	日下部委員	12番日下部です。21号案件について、レンコン栽培は年間を通して水が必要となるのか。稲作同様に秋頃まででいいのか。
	安達委員	年間を通して必要の様です。田に接して水路があるが地元本沢の管理組合とも充分協議したうえで、秋頃まで利用し、他の期間は、本沢川からポンプアップするようです。
議	長	地元の今野委員、この件に関し何かございませんか。
	今野委員	この会社とは一緒に現場を見ながら充分話し合いを行った。本沢川に田が隣接しており、さらには地域で管理している堰がある。水量も十分あり対応できるが、冬になると止まってしまう。本沢川に隣接していることから砂利が多く含まれている。レンコンは、折れると泥水を吸って黒くなってしまうところもあるが、注意しなら栽培していくとのことでした。私も申請者の意欲を感じ、許可相当とおもっております。
議	長	他にございますか。 無いようですのでお諮りします。議第66号について、許可することに異議ありませんか。

		(異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議第66号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決します。
議	長	次に進みます。 議第67号農地法第4条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事	務	議案書は5ページ、議第67号農地法第4条の規定による許可申請についてお願いします。案件は6ページの1件となります。
局		位置図は7ページになります。3号の申請地は、サンシャイン大森の北西470mほどに位置する楯山地区十文字地内の畑8.5aです。転用目的は、駐車場の新設です。委員調査を行っております。ご審議の程よろしく願いいたします。
議	長	それでは、調査委員の報告をお願いします。 3号について22番伊藤委員から報告をお願いします。
伊	藤	22番伊藤です。申請人は、山形市
委	員	使用目的は、駐車場です。このたび、申請人の妻が当該地の隣接地に化粧品の通信販売や美容セミナー等を行う店舗を構え営業しており、以前から来客用駐車場が不足している状況にあった。また、この度、近隣の自動車整備会社から駐車場として利用させてほしい旨の要望があったことから、自己所有する農地を整備し、駐車場とすることを計画した。想定する駐車台数から当該地以外の適地が、周辺にはないため、同地を選定し申請に至っております。汚水、生活雑排水はなし、雨水は地下浸透で土地改良区区域外となっています。土地造成費は、円、駐車場の内訳は、サロンで20台、今川自動車として20台、1台あたりにすると月額 円、20台で 円です。
		以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。
議	長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。

今 野 委 員	駐車場の一部を会社に貸すとのことだが、営利目的になるのではないか。
事 務 局	今回は自己で利用する２０台、残る２０台を近くの自動車整備工場を経営する今川自動車に借りることになる。営利目的ではあるが、判断の主旨として、今転用面積が過大でないか。適正・確実に申請に基づき利用されるか、不特定多数の利用ではないのか。今回は相手が特定されており必要最小限の利用であるため問題がないと判断しております。
議 長	他にございますか。 無いようですのでお諮りします。議第６７号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、農地法第４条の規定による許可申請について、許可することに決めます。
議 長	次に進みます。 議第６８号農地法第５条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案書は８ページ、議第６８号農地法第５条の規定による許可申請についてお願いします。案件は９ページから１１ページまでの８件となります。位置図は１２ページからになります。 １２ページをご覧ください。 １５号の申請地は、山形県立中央病院の東６２０ｍほどに位置する、青柳字北柳の畑３：６ａであります。転用目的は、村山高瀬川の河川工事を請負った市内土木工事業者の仮設事務所設置として一時転用するものです。１種農地と判断しております。 次に１３ページをご覧ください。 １６号の申請地は、第四中学校の北西２９０ｍほどに位置する落合町字二口の田１７．５ａであります。委員調査を行っております。 次に１４ページをご覧ください。 １７号の申請地は、羽前千歳駅の南東２６０ｍほどに位置する落合町字落合の田３筆２５．６ａであります。なお、４４ページ農地法

	公共下水道、雨水は、地下浸透となっております。開発許可の見込みありで、東部土地改良区からの意見書も確認しております。土地造成費は、XXXXXXXXXX円、建築費は、XXXXXXXXXX円、金融機関からの融資証明も確認しております。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願い致します。
議 長	次に、17号について1番安達委員から報告をお願いします。
安 達 委 員	1番安達です。申請人は、山形市馬見ヶ崎一丁目10-16 株式会社池野不動産 代表取締役 池野壮志 転用目的は、宅地分譲建築条件付き10区画です。譲受人は、不動産業等を営む法人で当該地は、近隣に学校や小売店等があり、恵まれた住環境であることから分譲事業を計画すれば需要が見込める判断し、申請に至っております。建築を条件に宅地分譲を許可するものです。また、申請地はJR羽前千歳駅より南東へ約260mの場所に位置する農地である。当該地は、鉄道の駅から300mの範囲内にあることから3種農地と判断した。汚水・生活雑排水は、公共下水道で、雨水は、宅地内は地下浸透、開発道路に側溝を新設し、既存の市道側溝に接続します。開発発許可見込みあり、東部土地改良区からの意見書も確認しています。土地取得費は、XXXXXXXXXX円、坪当たり約XXXXXX円、土地造成費は、XXXXXXXXXX円、建築費は、10棟でXXXXXXXXXX円、1棟当たりの売買価格は土地・建物込みでXXXXXXXXXX円です。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願い致します。
議 長	次に、18号について22番伊藤委員から報告をお願いします。
伊 藤 委 員	22番伊藤です。申請人は、大阪府中央区博労町三丁目5-1 大和ハウスリフォーム株式会社 代表取締役 村井勝行 転用目的は、3区の建築条件付き宅地分譲です。申請人は、大阪府に本社を置き、不動産業等を営む法人であり、この度、複数棟の建築・販売事業を計画し、事業用地を探していた。申請地周辺は、公共施設や商業施設等が充実しており、また、小・中学校も徒歩圏内であるなど、恵まれた住環境であると判断し、複数用地を検討したが、他の候補地は、道幅が狭かったり、農振農用地であったりなど、開発が困難であったことから当該地を選定することとした。土地所有者との

	協議がまとまったことから申請に至っております。第1種農地ではありますが、集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められるものです。なお、当該許可は、建築を条件とするものです。申請地は、JR漆山駅より北西へ約650mの場所に位置する農地で10ha以上の一団の農地の区域内にあることから1種農地と判断しております。汚水・生活雑排水は、公共下水道で、雨水は、地下浸透、開発許可の見込みありで、土地改良区区域外となっています。土地取得費は、 円、1㎡あたり約 円坪当たり約 円、土地造成費は、 円建築費は、3棟で 円、1棟当たりの売買価格は土地・建物込みで から 円とのことです。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	次に、22号について1番安達委員から報告をお願いします。
安 達 委 員	申請人は、山形市大字十文字2160 株式会社マルカン 代表取締役 井上周士 転用目的は、駐車場及び資材置場等です。譲受人は、申請地の隣接地で青果市場を営む法人の不動産等管理業務を行う系列会社である。青果市場において、恒常的に駐車スペースが不足しており、特に果樹等の繁忙期は多くの臨時職員も雇うことから、その改善が必要とされていた。また、現存倉庫の拡張計画があり、更に駐車スペースが縮小してしまうことから早急な対応が必要になった。その他、日常業務において、市場周辺の道幅の狭い市道を運搬用トラックや職員の車両が多く往来することから、近隣住民から改善を求める要望が寄せられていました。このたび、これらの課題解決のため、駐車場や専用通路の整備を計画し、申請地所有者の理解を得られたことから申請に至っております。申請理由や計画内容から、既存敷地の隣接地である必要があり、申請地に代えて他に代替できる土地もなく、立地基準等の許可要件も満たしていることからやむを得ないものと認められると判断しております。申請地は、JR楯山駅から北西へ約500mの場所に位置し、JRの駅から30mから500mの範囲内にある農地であることから、2種及び3種農地と判断しております。汚水・生活雑排水はなし、雨水は地下浸透で土地改良区の区域外となっています。土地取得費は併用地込みで 円、1㎡あたり約 円、坪当

	たり約 〇〇〇〇 円、土地造成費は、 〇〇〇〇 円と なっています。地元十文字町内会、近隣の楯山小学校にも事業概要 については説明し理解を得ております。 以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろし くお願いします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
丹 野 委 員	17・18号案件の建築条件付きとは、どういうものなのかお聞 きしたい。
事 務 局	農地法上、宅地分譲は市街化区域等でしか認められておらず、建 売分譲が原則である。その中で、農林水産省通知を受け、建築条件 付売買予定地という取り扱いになるが、一定期間内にお客様と土地 と建築両方の売買契約を締結した場合は、建て主がニーズに沿った 形で自由に設計し建築できるようになる。ただし、土地と建物の両 契約に至らなかった場合は、申請者が従来の建売分譲で進める形と なります。申請時に建物の標準的な図面を全区画分添付し、資金証 明も全棟建築する計画で申請をいただいている申請案件になりま す。
今 野 委 員	もう少し詳しく、ご説明をお願いします。
事 務 局	農地転用許可後、一定期間内にお客様が土地・建物の両方が契約 に至った場合は、申請者が建てる必要がなくなる。農地転用許可自 体も変更申請には値せず、申請時点で頂いている建築に関する図面 とは異なった建て方で進めることが出来ます。会社が負担し、建て る必要がなくなるということです。 (丹野委員、今野委員了承)
議 長	他に何かございますか。
高 橋 委 員	3番高橋です。22号案件で「併用地あり」と記載あるが、議案 書上の案内図のどこを示しているのか。
事 務 局	官地、原野、雑種地が併用地であり図面上で斜線が農地で、斜線 に対し白抜きの部分が併用地となっています。

	(高橋委員了承)
議 長	他にございますか。
丸 子 委 員	9番丸子です。18号案件について、地元ですので現場を確認してきました。すでに道路側溝と水道管工事が始まっていたが、事前着工ではないのか。
事 務 局	申請地は、道幅がせまく今申請地を一部分筆し、市へ道路用地として寄付する予定となっている。山形市発注の道路（側溝）拡張工事のため事前着工ではない。また、水道管工事もこの工事と併せて実施することを確認しております。
丸 子 委 員	水道管工事を市が実施するということは、この周辺一帯の宅地開発を認めていくということで捉えていいのか。
事 務 局	そういうことではございません。今申請地北側にすでに住宅が建っている。そこまで、本管が届いておらず、そこまで伸ばしたいということのようです。
	(丸子委員了承)
議 長	22号案件の株式会社マルカンについて、梅津委員、地元として何か発言等ございますか。
梅 津 委 員	住宅が立ち並ぶ既存市道の拡張を地元としても、これまで希望してきた。今回、敷地拡張によって市道を拡張しないまま、マルカンの敷地拡張で大きな通りまで接続することで、安全性も保たれ、地元としても良い事と捉えている。
議 長	他にございますか。 無いようですのでお諮りします。 議第68号について、許可することに異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	全員異議なしと認め、第 6 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可することに決します。
議 長	次に進みます。議第 6 9 号山形農業振興地域整備計画の変更について、上程します。なお、本議案には、1 番安達委員に関する案件がありますので、農業委員会法第 3 1 条の規定により、参与を控えていただくことになります。
事 務 局	それでは事務局の説明を求めます。 議案書は 2 0 ページ議第 6 9 号山形農業振興地域整備計画の変更についてお願いします。このたびは、2 1 ページ記載の用途変更案件が 3 件、2 5 ページ記載の農用地区域からの除外案件が 4 件となります。 はじめに、用途変更について、2 2 ページをご覧ください。1 号案件は、農機具格納庫および駐車場の建設のため、吉野宿地内の田 1. 8 a を、農業用施設用地に変更するものです。 2 3 ページをご覧ください。 2 号案件は、農産物加工所の建設のため、宮浦地内の田 2 6. 3 a を農業用施設用地に変更するものです。 2 4 ページをご覧ください。 3 号案件は、堆肥舎建設のため、東二位田地内の畑 2 7. 6 a を農業用施設用地に変更するものです。 次に、農用地区域からの除外について、2 6 ページをご覧ください。 1 号案件につきましては、県道 2 7 6 号線新設工事に伴い移転が必要となった計画者が、農家住宅を建築するため、近接する青柳地内の畑 1 0. 8 a を除外するものです。 2 7 ページをご覧ください。 2 号案件につきましては、計画者が農家分家住宅を建築するため、実家と近いやよい二丁目地内の田 2. 4 a を除外するものです。 2 8 ページをご覧ください。 3 号案件につきましては、計画者の家族等が使用する駐車場等が不足していることから、農家住宅の敷地を拡張するため隣接する下東山地内の田 2. 1 a を除外するものです。 2 9 ページをご覧ください。 4 号案件につきましては、計画者が所有する駐車場において車両の出入に不便をきたしていることから、これを解消するため、道路

議 長	との間にある前明石地内の畑1.1aを除外するものです。 以上の7件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。 ただいまの説明に対し、他に皆さん質問・意見等ありませんか。
推 名 委 員	20番推名です。議案書23ページ、2号案件で今計画地は、以前より様々トラブルがあった土地である。農産物加工所の建設とあるが、具体的にどういう計画なのかをお聞きしたい。
事 務 局	地元の農産物を使って、かぼちやの煮物、きゅうりの酢の物、ふきのとうみそ、悪戸芋の餡かけ、アサツキの酢味噌和え、雪の下キャベツのお浸しなどを加工する施設になります。
推 名 委 員	加工品の卸し先など、どういったところなのか。
事 務 局	スーパーおーばん、スーパーたかき、高橋畜産、山形大学医学部附属病院の給食総菜などに納入予定です。
推 名 委 員	使用する材料は地産地消となるのか。
事 務 局	使用する野菜は、現在この会社で借りている農地でとれた地元野菜と飯塚地区の知り合いで栽培されている野菜を仕入れています。
議 長	今計画地は、現在は解消しているが過去に違反転用があった場所である。 6月15日農政課に用途区分変更の申し出があり、十分協議が行われている様です。また、最上川中流土地改良区の地元飯塚地区委員会とも農道との接続、水路の占用などについても協議がなされ、中部地区管理運営委員会としても了承しております。 (推名委員了承)
議 長	他に質問・意見等ありませんか。無いようですのでお諮りします。 無いようですのでお諮りします。議第69号山形農業振興地域整備計画の変更について変更することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議	長	全員異議なしと認め、議第69号山形農業振興地域整備計画の変更について、適当であるとの意見を附して、市長あて回答することに決します。次に進みます。
議	長	議第70号農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事	務	議案書は30ページ、議第70号農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定についてお願いします。
局		案件は31ページの2件となります。位置図は32ページからとなります。
		32ページをご覧ください。2号の申出地は、落合町地内の畑3筆について、山形市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地の下限面積を0.1aとする区域指定の申出であります。委員調査を行っております。
		33ページをご覧ください。3号の申出地は、風間地内の田畑2筆について、宅地等の敷地と一体的に利用しなければ利用が困難な農地の下限面積を0.1aとする区域指定の申出であります。委員調査を行っております。ご審議の程、よろしくお願いします。
議	長	それでは、調査委員の報告をお願いします。2号について22番伊藤委員から報告をお願いします。
伊	藤	22番伊藤です。申出人は、山形市
委	員	空き家等に付随する農地で、申出人は令和3年1月に夫の死亡に伴い、空き家となっている夫の実家の住宅と共に申請地を相続した。単身となり営農も管理も難しいとのことで、将来的にも遊休化する恐れがあり、このたび申出人が住宅と共に当該地の売却を希望して山形市空き家バンクに登録したため、当該地を「空き家等に付随する農地等」として申請に至っております。申請地東側及び北側は水路に阻まれており、農業機械の乗り入れが困難で耕作不便な形状となっています。調査の結果、指定することが適当と判断した次第です。
議	長	次に、3号について1番安達委員から報告をお願いします。
安	達	1番安達です。申出人所有者は、山形市
委	員	

	適用要件は、一体農地利用です。申出人は、平成15年に申請地に隣接する住宅から現住所に転居しました。その後、住宅は借家として賃貸し、申請農地も賃借人が借りて耕作していたが、5年ほど前に賃借人が転居し、それ以降は草刈りのみの不作付け地となっています。平成22年に実父が死亡し、申出人が当該宅地及び申請地を相続しております。申請地は宅地の奥に続いており公道からの進入路がない耕作不便な形状のうえ、申出人は他の農地も所有しているが経営する農地と申請農地は離れており、一体的に利用できないため手放したいとして不動産業者に売買を委託していた。 このたび、隣接宅地の購入者が決まり、住宅を新築し申請地も取得し耕作したいとの話があった。購入予定者は自身の経営地はなく、通常の農地法第3条許可での取得ができないため、下限面積としての指定を希望し、申請に至っております。案内図に基づき、申請地は所有者の宅地から東奥に続く農地で、西側以外の3方周囲を農地①、②、③、⑤及び宅地④、⑤'に囲まれており、公道からの進入路は全くありません。北側及び東側の隣接農地との間には幅30cmほどの水路があり、申請地と一体的に耕作するのは、不便です。 また、隣接農地所有者全員より申請地の耕作意思がないことを確認しております。以上調査の結果、指定することが適当と判断した次第です。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
梅 津 委 員	13番梅津です。3号案件の申請地の隣接する1筆は、私の父所有の農地になります。各隣接する農地の所有者に対して、予め隣接農地の所有者の方々は、委員調査の報告のとおり購入の意思はありません。ただ、心配されるのが宅地を買い受ける人が農家をしない、耕作ができないといった場合の手立てがあるのか、確認をしたい。
事 務 局	農地を買わないといった場合、不動産屋さんとの契約条件がどうなっているのか。下限の面積を指定したものの買わないという意味を表明した場合は、現所有者の責任において農地を引き続き所有し、管理してもらうこととなる。ただし、農地としては30a未満として指定することとなるため、万が一、今回は買う意思を表明していない隣接する30aに満たない農地の所有者の方でも買えることとなる。

梅 津 委 員	宅地を購入する方が、農地と併せて購入し、後日、農業ができないから小屋などを建てるために農地転用をしたいといった場合はどうか。
事 務 局	これに関しては、通常の転用許可相談になる。農用地区域かどうか。転用見込みはあるのかなどを審査する。最初から農地以外で取得したいといった場合でも同様に判断することとなります。
梅 津 委 員	不動産事業者との取り決めが重要ということか。
事 務 局	今回は下限面積の指定のみであり、売買に関しては、不動産業者が仲介に入っている。土地の所有者がどういう契約内容で進めているかが重要となります。
草 苺 委 員	3号案件は、もともと誰がどのように耕作してきた土地だったのか。
梅 津 委 員	農地と付随する宅地（住宅）を借りていた人が、今対象農地も同様に現所有者から借りて、耕作していた土地になります。
	(梅津委員、草苺委員了承)
議 長	他にご質問等何かありませんか。 無いようですので、お諮りします。議第70号について、指定することに異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第70号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、指定することに決めます。 これで議事を終了します。
事 務 局	次に、報告事項について、事務局から報告願います。報告事項は、案件名とその件数を読み上げさせていただきます。 議案書34ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について内容は35ページから37ページまでの9件です。 議案書38ページ、農地法第4条届出書の受理について内容は3

	9ページの4件です。 議案書40ページ、農地法第5条届出書の受理について内容は41ページから42ページまでの11件です。 議案書43ページ、農地法第18条第6項の規定による通知の受理について内容は44ページの6件です。 議案書45ページ、農地改良届出書の受理について内容は46ページの4件です。 議案書47ページ、農地改良完了報告書の受理について内容は48ページの4件です。 議案書49ページ、農地法第4条の規定による許可について内容は50ページの1件です。 議案書51ページ、農地法第5条の規定による許可について内容は52・53ページの7件です。報告事項は以上でございます。
議 長	次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。
事 務 局	今回の定例総会は、8月12日木曜日に開催予定です。委員調査については、調査日は、8月10日火曜日の予定です。調査委員は、「2番石川委員」、「3番高橋委員」にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	次に7のその他について、事務局ございますか。
事 務 局	農地パトロールについて（農地パトロールを実施及び変更点について説明） 1 農地パトロール実施報告書の記載について 今年度から、新たな調査項目として「現況」と「発生場所」の記入が必要となった。 2 前年度にB分類と判断した農地の取扱いについて 前年度に山林化等しておりB分類と判断した農地で、現況を確認し、状況が変わらないものについては、指導を省略できる。 3 農地パトロールの報告書の提出について 前回同様に解消しているものや、B判断で山林化しており状況が変わらないものについては、提出の省略が可能となる。

事 務 局	(補足説明および関連事項) 農地パトロールに使用する地図について、農政課で管理する水田台帳システムを利用した地図を作成するため7月末を目標に地図の作成中。 農地パトロールの実施期間は8月1日から8月31日までだが、委嘱期間については、9月30日までとしております。委嘱期間中はパトロールの実施期間を過ぎて活動にあたった場合でも、保険適用の対象となる。 協力員への謝礼支払い方法と口座情報の確認については返信用封筒で事務局へ提出をお願いした。
議 長	これで第14回総会を終了します。ご苦勞様でした。 (閉会午後3時12分)